

平成29年度阪南市まちゼミ参加セミナー

第9回

コメダ

# de 勉強会 & 相談会

「相続する前、相続した後、  
すべきことあれこれ一覧。」

澤田かおる行政書士事務所  
行政書士 澤田 郁

後援：コメダ珈琲店阪南店





こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(6歳)の3人。娘は小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当でした)。
- 平成25年9月、行政書士事務所を開設し、先月開設4周年を迎えました。

#### 主な取扱業務

相続・遺言、契約書、内容証明、離婚、  
法人設立、放課後等デイサービス開設、  
建設業など許認可、交通事故など

澤田かおる行政書士事務所  
大阪府阪南市尾崎町3丁目5番15号  
Tel 072-488-7304  
Fax 072-488-7302  
メール [info@gyosei-kaoru.com](mailto:info@gyosei-kaoru.com)  
HP <http://gyosei-kaoru.com>  
ブログ <http://ameblo.jp/kaoru-gyosei>



# 目次

## 相続したらすべきこと

1. 家族が亡くなったらすべきこと
2. 相続手続が必要な名義変更
3. 相続税など
4. 相続放棄
5. 遺留分減殺請求
6. 交通事故で家族を亡くした場合
7. 犯罪で家族を亡くした場合

## 相続の前においたほうがいいこと

8. 遺言書を作っておく
9. 遺言に似た手続
10. 死後の後片付けを事前におく
11. 認知症になる前に
12. 一人での外出が困難になる前に
13. 寝たきりになる前に
14. 尊厳死宣言



# 今までの「コメダde勉強会 & 相談会」

## 第1回



「人の一生と交わる法律問題」

## 第2回



「その自転車、危ないよ！」

## 第3回



「人が職業につくまで」

## 第4回



「ワーキングマザー」

## 第5回



「結婚とは。夫婦とは。」

## 第6回



「エンディングノートは  
オープニングノート！」

## 第7回



「お店屋さんの始め方」

## 第8回



「士業とは。〇〇士とは。」

# 1. 家族が亡くなったらすべきこと

## 1-1 死亡届関連

すべきこと	手続先	期限	備考
死亡診断書発行手配	死亡病院の医師、かかりつけ医	死亡届までに	たいてい葬儀社が代行する
(死体検案書発行手配)	警察の監察医、かかりつけ医	発見後すみやかに	病院外死亡の場合
死亡届	死亡地・住所地・本籍地いずれかの市役所	死亡後14日以内	死亡診断書(死体検案書)と同一用紙 手元に残らないのでコピーを取っておく
火葬許可書発行申請	死亡届をした市役所	火葬までに	阪南市は死亡届と一緒に申請する
火葬証明認証手配	火葬場	埋葬許可申請までに	火葬許可書に追記認証
埋葬許可書発行申請	死亡届をした市役所	埋葬までに	阪南市は「埋火葬許可」として同時許可
世帯主変更届	住民票のある市役所	死亡届と同時	
児童扶養手当認定請求	住民票のある市役所		
死亡退職届	勤務先	すみやかに	



## 1-2 その後の手続

すべきこと	手続先	期限	備考
健康保険資格失効届	勤務先が年金事務所に	死亡後5日以内	
国民健康保険資格失効届	住所地の市役所	死亡後14日以内	
介護保険資格失効届	住所地の市役所	死亡後14日以内	
国民年金受給権者死亡届	年金事務所	死亡後10日以内	
厚生年金受給権者死亡届	年金事務所	死亡後14日以内	
健康保険証返却	勤務先等	すみやかに	
運転免許証返納	警察署	すみやかに	
パスポート返却	都道府県旅券課	すみやかに	
優待パス返納	住所地の市役所	すみやかに	
雇用保険受給資格者証返還	ハローワーク	死亡後1ヶ月以内	
養子縁組の死後離縁	家庭裁判所	なし	相続権は失わない
復氏届	住所地または本籍地の市役所	なし	相続権は失わない
姻族関係終了届	住所地または本籍地の市役所	なし	相続権は失わない

【復氏届】：婚姻関係はそのままに婚姻前の名字に戻す届出

【姻族関係終了届】：例えば亡夫の親との法的親族関係を解消する届出(例：法的扶養義務がなくなる)



## 1-3 民間の契約

### 契約者変更

すべきこと	手続先
電気契約者変更	営業所
ガス契約者変更	営業所
水道契約者変更	営業所
NHK受信者変更	NHK
電話加入権利者変更	NTT
アパート契約者変更	家主
市営・府住宅契約承継	営業所
火災保険契約者変更	保険会社
自動車保険契約者変更	保険会社

### 契約解除

すべきこと	手続先
携帯電話解約	携帯電話会社
プロバイダ契約解除	プロバイダ会社
クレジットカード解約	カード会社
キャッシュカード解約	銀行
デパート会員権解約	発行元デパート
スポーツクラブ会員権解約	発行元クラブ
JAF会員権解約	JAF
身分証明書返納	発行元団体
リース、レンタル契約解約	その契約相手

それぞれの代理店・仲介業者を通じて手続する場合もある。

## 1-4 お金請求関連

貰えるお金	請求手続先	期限
葬祭費	住所地の市役所	健康保険資格失効届と同時に
埋葬料	住所地の市役所、健康保険組合	健康保険資格失効届と同時に
国民年金死亡一時金	年金事務所	死亡後2年以内
国民年金寡婦年金	年金事務所、市役所	死亡後2年以内
遺族厚生年金	年金事務所	死亡後5年以内
労災保険遺族補償年金	労働基準監督署	死亡後5年以内
労災保険遺族補償一時金	労働基準監督署	死亡後5年以内
高額療養費	健康保険組合、社会保険事務所、 住所地の市役所	医療費支払から2年以内
入院給付金	保険会社	請求できるときから3年以内
手術給付金	保険会社	請求できるときから3年以内
生命保険死亡保険金	保険会社	死亡後3年以内
簡易保険死亡保険金	かんぽ生命	死亡後3年以内
医療費控除所得税還付金	税務署	死亡後4ヶ月以内
団体信用生命保険付住宅 ローンの保険金	取り扱っている金融機関	死亡後2ヶ月以内 (死亡後3年で権利失効)



## 2. 相続手続が必要な名義変更

### 2-1 遺産ごとの名義変更手続

遺産の種類	手続先	期限
不動産	法務局	なし
預貯金、出資金	金融機関	なし
株式、有価証券	発行会社、信託銀行、証券会社	すみやかに
自動車・バイク	陸運局	死亡後15日以内
軽自動車	軽自動車検査協会	なるべく早く
原付スクーター	市役所	なるべく早く
ゴルフ会員権	ゴルフクラブ運営会社	規約に基づく
リゾート会員権	管理運営会社	規約に基づく
賃借権	貸主・仲介業者	すみやかに
賃貸権	借主・仲介業者	すみやかに
特許権	特許庁	すみやかに
著作権	著作権管理委託先事業者	すみやかに



## 2-2 相続手続の大まかな流れ

遺言公正証書あり	自筆遺言書あり	遺言書なし	手続先
自筆遺言書を探す	他の自筆遺言書を探す	遺言書を探す	自宅など
相続人資格証明書 (戸籍等謄本)取り寄せ	法定相続人確定調査 (戸籍等謄本集め)	法定相続人確定調査 (戸籍等謄本集め)	市役所
		法定相続情報取得	法務局
他の遺言公正証書検索	遺言公正証書検索	遺言公正証書検索	公証役場
↓	検認申立	↓	家庭裁判所
↓	遺言書検認・開封	↓	家庭裁判所
遺言執行者と連携	遺言執行者と連携	↓	
遺産調査(不動産)	遺産調査(不動産)	遺産調査(不動産)	法務局、市役所
遺産調査(預貯金等)	遺産調査(預貯金等)	遺産調査(預貯金等)	取引金融機関
遺産調査(その他)	遺産調査(その他)	遺産調査(その他)	
遺産目録作成	遺産目録作成	遺産目録作成	
↓	↓	遺産分割協議	
↓	↓	遺産分割協議書作成	
↓	↓	遺産分割協議書署名捺印	
各種名義変更申請	各種名義変更申請	各種名義変更申請	9ページ参照



# 3. 相続税など

## 3-1 準確定申告(所得税法)

すべきこと	手続先	備考
源泉徴収票の入手	雇用主	
生命保険・損害保険の控除証明書の入手	保険会社・代理店	
医療費の領収書集め		還付がある場合は過去5年分まで遡れる
確定申告書作成		
納付書作成		
確定申告書提出	死亡時住所地の税務署	相続を知った日の翌日から4ヶ月以内
納税	死亡時住所地の税務署	相続を知った日の翌日から4ヶ月以内



## 3-2 相続税申告(相続税法)

すべきこと	手続先	備考
遺産調査・目録作成	金融機関、法務局、市役所	
法定相続人調査	市役所	
遺産総額算出		基礎控除額以下なら申告不要
遺産分割協議		
遺産分割協議書作成		
遺産分割協議書署名押印		
相続税申告書作成		
相続税申告	死亡時住所地の税務署	相続を知った日の翌日から10ヶ月以内
相続税額納付	死亡時住所地の税務署	相続を知った日の翌日から10ヶ月以内
(税務調査)		
(修正申告)		
(修正納税)		



### 3-3 遺言書が無く遺産分割協議も整わない場合

応急措置として	法定相続分で相続したものとして計算し申告・納付する この場合は使えない相続税特例措置がある
その後	遺産分割協議が整った後に修正申告・更正の請求をする この場合は使えない相続税特例措置がある
申告期限に遅れた場合	税務署から「相続についてのお尋ね」文書が届くので回答する 既に税理士等に手続を依頼している場合は回答不要
その後	期限を過ぎても申告義務は残り、かつ無申告加算税が課される「期限後申告書」というタイトルの、期限内申告書と同じ様式の申告書を提出する



# 4. 相続放棄

## 4-1 相続放棄

相続放棄とは	相続開始後に、相続人が相続を拒否する意思表示のこと
相続放棄の結果	相続放棄により最初から相続人でなかったことになり、プラス遺産(現預金等)もマイナス遺産(借金等)も承継しない
相続放棄の方法	相続人ごとに家庭裁判所に申述(申立)する
相続放棄の期限 (熟慮期間という)	相続人となった事実を知った時から3ヶ月以内 熟慮期間内なら「熟慮期間伸長」の申立ができる
注意事項	従って、遺産分割協議で「遺産はいらない」と主張しても、それでは相続放棄したことにはならない



## 4-2 限定承認とは

限定承認とは	遺産の把握に時間がかかり熟慮期間内に相続放棄ができなさそうな場合に「遺産をプラスしてプラスなら相続するしマイナスなら相続しない」という意思表示
限定承認の結果	遺産をプラスしてプラスだったら相続放棄しなかったことになり、遺産をプラスしてマイナスだったら相続放棄したことになる
限定承認の方法	法定相続人全員が一緒に家庭裁判所に申述(申立)する
限定承認の期限	相続放棄の熟慮期間と同じ



## 4-3 単純承認とは

単純承認とは	「相続放棄も限定承認もしない」と承認すること
単純承認の結果	相続放棄できなくなる
単純承認の方法	単純承認する旨の意思表示(家庭裁判所手続不要)
みなし単純承認	承認はしていないが、承認したとみなされる言動のこと ・熟慮期間の経過      ・プラス遺産の処分・取り立て ・遺産の隠匿              ・遺産分割協議への参加
注意事項	従って、遺産分割協議で「遺産はいらない」と主張したら、それでもう相続放棄はできない



## 4-4 相続放棄手続の流れ

すべきこと	手続先	時期
遺産調査・目録作成		
法定相続人調査		
遺産総額算出		
相続放棄申述書作成		
相続放棄申述書提出	死亡時住所管轄の家庭裁判所	熟慮期間内
相続放棄申述受理通知書送達	死亡時住所管轄の家庭裁判所	申述後約1週間後
相続放棄申述受理証明書交付申請	相続放棄申述受理家庭裁判所	いつでも
相続放棄申述受理証明書受領	相続放棄申述受理家庭裁判所	いつでも



# 5. 遺留分減殺請求

## 5-1 遺留分減殺請求とは

遺留分とは	各相続人に必ず残さなければならない遺産割合のこと 兄弟姉妹相続人や甥姪相続人には残さなくていい
遺留分の侵害	例えば、遺言により兄が全財産を相続した場合 弟は自身の遺留分を兄に侵害されたことなる
遺留分減殺請求権	なので、弟は兄に遺留分を取り戻す請求ができる
遺留分減殺の結果	相続・遺贈には影響せず、当事者間で財産が増減する つまり、減殺分にあたる財産が、兄から弟へ移動する
遺留分の放棄	相続発生後はいつでも放棄できる。手法は問われない 相続発生前の放棄は家庭裁判所への申述(申立)が必要



## 5-2 遺留分減殺請求の方法

請求方法	方法は問われない 一般的には内容証明郵便で請求する
請求の結果	合意を必要とせず、請求しただけで減殺義務が生じる
減殺の方法	原則として金銭支払 承継した遺産から支払う必要はない
減殺財産の指定	遺産から減殺する場合は合意が必要
減殺請求の期限	遺留分請求権利者が遺留分侵害を知った時から1年以内 または相続開始時から10年以内



# 6. 交通事故で家族を亡くした場合

## 6-1 お金を受け取れる保険の種類

- ・自動車損害賠償責任保険(自賠責)
- ・任意保険
- ・政府保障事業(ひき逃げ・無保険事故被害者救済事業)
- ・生命保険
- ・労災保険(自賠責保険との選択)
- ・健康保険(診療費・療養費など)



## 6-2 自賠責保険からお金を受け取る流れ（被害者請求）

すべきこと	手続先	期限
自賠責保険請求書類取り寄せ	加害者側の自賠責保険の会社	
交通事故証明書の請求	自動車安全運転センター	事故から5年以内
事故発生状況報告書の作成	事故当事者、 事故状況に詳しい人等	
診断書・死体検案書の取り寄せ	診療した医師または病院	診療から5年以内
診療報酬明細書の取り寄せ	診療した医師または病院	診療から5年以内
通院交通費証明書の作成	請求者本人	
休業損害証明書の取り寄せ	事業主	
確定申告書控または所得額記載ある納税証明書、課税証明書の取り寄せ	税務署または市役所	
保険金請求者の印鑑証明書の取り寄せ	市役所	
戸籍謄本の取り寄せ	市役所	
保険金請求書に記入	請求者本人	
請求書と添付書類を送付	加害者側の自賠責保険の会社	死亡から3年以内

被害者、加害者どちらからも請求できる（被害者請求・加害者請求）。  
加害者請求は、加害者が被害者に賠償金を支払った後に請求する。



## 6-3 任意保険からお金を受け取る流れ

誰が	何をする
被害者の遺族	損害賠償額計算に必要な資料(診療報酬明細書、休業損害証明書、源泉徴収票など)を集める
被害者の遺族	請求する損害賠償額(治療費、逸失利益、慰謝料など)を計算する
加害者側保険会社	支払うべき損害賠償額を計算する
加害者側保険会社	損害賠償額を提示する
被害者の遺族	提示された損害賠償額を確認する
被害者の遺族と 加害者側保険会社	損害賠償額をいくらにするか話し合い(示談交渉)
被害者の遺族と 加害者側保険会社	損害賠償額に納得したら合意(示談成立)
被害者の遺族と 加害者側保険会社	合意書(示談書)を作成
加害者側保険会社	賠償金の支払い
被害者の遺族	賠償金の受取

保険金請求権は、死亡の時から3年で時効消滅するが、保険商品や保険金の種類などにより異なる。



## 6-4 示談と民事裁判の流れ

誰が	何をする
被害者の遺族	請求する損害賠償額(治療費、逸失利益、慰謝料など)を計算する
加害者側保険会社	支払うべき損害賠償額を計算する
加害者側保険会社	損害賠償額を提示する
被害者の遺族	提示された損害賠償額を確認する
被害者の遺族と加害者側保険会社	損害賠償額をいくらにするか話し合い(示談交渉)
被害者の遺族と加害者側保険会社	損害賠償額に納得できないと示談交渉決裂
被害者の遺族	訴訟を起こす
裁判所、被害者の遺族、加害者または加害者側保険会社	口頭弁論と証拠調べ
裁判所	判決
裁判所、被害者の遺族、加害者または加害者側保険会社	判決に納得できたら判決確定
加害者側保険会社	賠償金の支払
被害者の遺族	賠償金の受取(敗訴したら受け取れない)
被害者の遺族、加害者側保険会社	判決に納得できなかったら控訴(2週間以内)

裁判所は被害者住所地・加害者住所地・事故発生地いずれかの管轄地方裁判所  
 裁判のほかに、調停を行う方法もある。  
 民事裁判となった後でも、裁判上の和解によって解決する場合もある



## 6-5 捜査と刑事裁判の流れ

誰が	何をする	手続先	期限
被害者家族	被害届	警察署	
被害者家族	犯人や目撃者を捜す		見つかるまで
被害者家族	告訴(告発)	警察署	
警察	捜査		
被害者家族	捜査に協力	警察署	
警察	犯人特定		
警察	必要あれば逮捕	留置所(警察)	
警察	検察に送致	検察庁	逮捕後48時間
検察	拘留請求	裁判所	送致後24時間以内
検察	拘留	留置所(警察)	最長20日間
検察	事情聴取	検察庁	
被害者家族	事情聴取に協力	検察庁	
検察官	起訴(または不起訴決定)	裁判所	
検察官	公判で被告人が犯罪を行ったことを証明	裁判所	
被害者家族	裁判の中で意見を述べ、説明を受ける 情状証人や被告人に質問したり、事実又は法律の適用に意見を述べたりする	裁判所	
裁判官	判決	裁判所	
検察官	判決に納得できないときは上訴	裁判所	判決後2週間以内
	判決確定		
検察官	懲役刑や罰金刑などの執行	検察庁	



## 【検察が起訴】

検察が起訴か不起訴か決める。

被害者や被害者の家族は加害者を起訴することはできない。

被害者の家族は捜査や裁判には協力する必要がある。

裁判で有罪判決が出れば、加害者は罰金や懲役などの刑罰を受ける。

罰金などを支払っても被害者に入るわけではない。

判決の事実認定や量刑が不当であると考えた場合は検察官が上訴する。



## 【被害者参加制度】

一定の刑事事件の被害者等が、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加するという制度。

原則として公判期日に出席する。

刑事事件についての刑事訴訟法上の検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受ける。

一定の要件の下で情状証人や被告人に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができる。



# 7. 犯罪で家族を亡くした場合

## 7-1 捜査と刑事裁判の流れ

誰が	何をする	手続先	期限
被害者家族	被害届	警察署	
被害者家族	犯人や目撃者を捜す		見つかるまで
被害者家族	告訴(告発)	警察署	
警察	捜査		
被害者家族	捜査に協力	警察署	
警察	犯人特定		
警察	必要あれば逮捕	留置所(警察)	
警察	検察に送致	検察庁	逮捕後48時間
検察	拘留請求	裁判所	送致後24時間以内
検察	拘留	留置所(警察)	最長20日間
検察	事情聴取	検察庁	
被害者家族	事情聴取に協力	検察庁	
検察官	起訴(または不起訴決定)	裁判所	
検察官	公判で被告人が犯罪を行ったことを証明	裁判所	
被害者家族	裁判の中で意見を述べ、説明を受ける 情状証人や被告人に質問したり、事実 又は法律の適用に意見を述べたりする	裁判所	
裁判官	判決	裁判所	
検察官	判決に納得できないときは上訴	裁判所	判決後2週間以内
	判決確定		
検察官	懲役刑や罰金刑などの執行	検察庁	検察官

【被害者参加制度】→26ページ参照。



## 7-2 損害賠償請求の流れ

誰が	すべきこと	備考
被害者の遺族	請求する損害賠償額の計算	
被害者の遺族	加害者に請求	犯罪が起こってから3年
加害者	支払うべき損害賠償額の計算	
被害者の遺族と加害者	損害賠償額をいくらにするか話し合い	
被害者の遺族と加害者	損害賠償額に納得できたら示談	
被害者の遺族と加害者	示談書作成	
加害者	賠償金の支払	
被害者の遺族	賠償金の受取	
被害者の遺族と加害者	損害賠償額に納得できなかつたら話し合い決裂	
被害者遺族	訴訟を起こす	加害者の住所地を管轄する地方裁判所
裁判所、被害者の遺族、加害者	口頭弁論と証拠調べ	被害者側が加害者の非や被害額を立証
裁判所	判決	
裁判所、被害者の遺族、加害者	判決に納得できたら確定	
加害者	賠償金の支払	
被害者の遺族	加害者が自発的に支払ってくれない場合、執行の申立	加害者の住所地を管轄する地方裁判所
裁判所	執行	
被害者の遺族	賠償金の受取	敗訴したら受け取れない
被害者の遺族、加害者	判決に納得できなかつたら控訴(判決から2週間以内)	加害者の住所地を管轄する高等裁判所

### 【損害賠償命令制度】

刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理を行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度。異議申し立てが出たら通常の民事裁判へ移行する。一部の凶悪犯罪に限られる。



# 8. 遺言書を作っておく

## 8-1 遺言とは／遺言書とは

本来的な意味の遺言 = 言葉	法律的な意味の遺言 = 書面
生前に言い残していた「願い・想い」のこと 「〇〇してほしい」 「〇〇がいい」 「〇〇を希望する」 ・いまわの際の言葉 ・普段の会話での言葉 ・家族の中の思い出	生前に書き残していた「命令書・指示書」のこと 「〇〇させる」 「〇〇とする」 「〇〇すること」 必ず書類と文字で『遺言書』を作らなければならない 民法のルールに従って作らなければならない ミスがあれば無効→「遺言していなかった」ことになる
ストレートに想いが伝えられる	死後に遺言執行者が遺言を実現(執行)してくれる



## 8-2 自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	遺言者	公証人
作成場所	どこでも	公証役場
署名捺印者	遺言者	遺言者、公証人、証人2人以上
原本の保管	遺言者側	公証役場(正本を発行)
検認	必要	不要
完全に秘密	可能	不可能
検認	必要	不要
費用	作成時は不要 検認時に必要	作成時に必要 検認が不要
改ざんリスク	あり	なし
検索	できない	できる



## 8-3 遺言公正証書作成の流れ

誰が	どこで	何をする	備考
遺言者	自宅など	遺言内容決定	下書きなどを作る
遺言者と公証人	公証役場	事前打ち合わせ	
遺言者	市役所・法務局など	必要書類を集める	
遺言者	公証役場	事前に資料提出	
公証人	公証役場	遺言書案を作成	
遺言者、公証人、 証人2人	公証役場	遺言内容確認、署名押印	
公証人	公証役場	遺言公正証書原本を保管 遺言公正証書正本を発行	原本スキャンしたPDFでも 保管する
遺言者	自宅など	遺言公正証書正本を保管 遺言執行者に預けてもいい	遺言公正証書正本を死 後の法律手続に使う



## 9. 遺言に似た手続

生命保険	養子縁組
亡くなってからお金を受け取る 受取人の指定、金額の指定ができる 死後に受取人が保険会社に請求するだけで受け取れる 相続人が受取人の場合は相続税の減免措置がある	子の配偶者や孫と養子縁組し「子＝後の相続人」にする 実子からすれば法定相続分割合が減る。相続ライバルが増える 未成年養子の親権が実父母から養父母に移ってしまう 未成年養子を残して亡くなった場合、その養子に親権者がいなくなる
生前贈与	民事信託契約
生きているうちに贈与することで確実に財産承継させられる 相手との合意(つまり契約)が必要 「〇〇したときに贈与の効力が生じるものとする」 という契約もOK(死因贈与契約、負担付贈与契約) 贈与税は相続税より税率が高いが方法によっては税額は低くなる 暦年課税と相続時精算課税の2種類から選ぶ	目的や行為の実現を託すことで確実に財産承継させられる 託す人＝委託者／託される人＝受託者／利益を受ける人＝受益者 目的実現のために託した財産は自己財産(後の相続財産)とは分離 「ペットのお世話」という目的の信託でペットに財産を残すことができる 他にも多種多様な目的実現のために信託を活用することができる 複雑で多種多様な法律関係で構成するために手続が難しい



# 10. 死後の後片付けを事前にしておく

## 10-1 死後事務委任

死後事務とは その委任とは	5～8ページの「1. 家族が亡くなったらすべきこと」のこと これを生前かつ判断能力が亡くなる前に、特定の誰かに委任しておく契約
死後事務委任の効果	専門家に死後事務を委任しておく、残された家族への負担が減る 近しい家族がいない人が亡くなった場合、周囲に迷惑をかけなくて済む
死後事務委任の方法	生前に契約を成立させておくため、死後事務委任契約書で締結しておく 当事者間ではなく第三者に契約成立を示すため、公正証書で作っておく
他の手続との関係	29ページの「8. 遺言書を作っておく」の遺言執行者、 37ページの「11. 認知症になる前に」の成年後見人（後述）、 40ページの「12. 一人での外出が困難になる前に」と 41ページの「13. 寝たきりになる前に」の財産管理人（後述）とは、 時期によって肩書と手続手法が変わるだけで、ほとんど同じ役割



## 10-2 お葬式のことを事前に契約しておく

葬儀は様々な種類があり、亡くなる本人が生前に契約(予約)しておくことで、残された家族が葬儀方法の選択に悩んでしまうというリスクを避けられる。また、生前に費用を積み立てることで、金銭的負担も承継させなくて済む。なにより、自分が望む葬儀で送り出してもらえる(セルフプロデュース葬儀)。

すべきこと	手続先	備考
相談、見学	葬儀会社	比較サイトもある
見積り、契約	葬儀会社	
費用の積立て	互助会など	
契約の存在を表明	家族へ	口頭・エンディングノートなど

【生前葬】自分が生きている間に自分の葬儀を行うこと。  
お世話になった家族・友人・知人を招き、直接感謝の気持ちを伝えることができる。  
内容も決まりがなく自由に決められる。



## 10-3 お墓のことを事前に契約しておく

墓地・墓石は高額なので、残された家族の負担を軽減させられる。  
また、葬儀と違って、埋葬方法は一般的に「家の墓に入る」なので、それを避けたい場合には、生前にしっかり準備しておく必要がある。

すべきこと	手続先	備考
↓ 埋葬方法を選ぶ	霊園、寺など	墓地・永代供養墓・樹木葬・散骨など
場所を選ぶ	霊園、寺など	全国から探せるサイトがある
墓石の購入、制作、工事	石材店	彫る字を自分で書くこともできる
お墓の存在を表明	家族へ	口頭・エンディングノートなどで

既にある「〇〇家の墓」から準備したお墓にお骨を引っ越しさせるには、今ある墓地の市役所で「改葬許可」申請の手続をしなければならない。



## 10-4 遺品を整理しておく

何もしないで亡くなって、死後に遺品整理をしてもらうのではなく、生前に持ち物を整理しておくことで、家族への負担を軽減させられる。それでも持ち物は残るので、遺品整理業者と生前に契約しておく。遺品整理業者は死後遺品整理だけではなく生前整理もしてくれる。

すべきこと	手続先	備考
相談する	遺品整理業者	
処分方法を決めておく	家族へ	形見分けなど
家族に残すもの、リサイクルするもの、処分するものを伝える	遺品整理業者	
生前見積、生前予約	遺品整理業者	
契約の存在を表明	家族へ	口頭・エンディングノートなど

急な施設入居の際にも持ち物整理は必要なので、常に準備しておく。



# 1 1 . 認知症になる前に

## 11-1 認知症になってしまおうとできないこと

- ・自分の預貯金をおろす
  - ・不動産の売買をする
  - ・その他、いろいろな契約をする
  - ・遺産分割協議に参加する
  - ・様々な手続きの委任状を書く
  - ・介護、治療、終末医療の方針を決める
  - ・葬儀、お墓、供養の方針を決める
- 
- ・遺言書を書く

法律手続は基本的に何もできない。後見人が代わりに手続する(代理する)。

絶対にできない。



## 11-2 任意後見契約での後見開始手続の流れ

誰が	どこで	何をする
本人		受任者を決める
本人と受任者		お願いする内容を決める
本人と受任者		報酬を決める
本人と受任者と公証人	公証役場	公正証書作成について打ち合わせる
公証人	公証役場	書類作成の準備をする
本人と受任者と公証人	公証役場	任意後見契約を締結する 任意後見契約公正証書を完成させる
公証人	東京法務局	任意後見契約がされたことを登記する
本人		判断能力が低下してしまう(認知症になる)
本人	医療機関	認知症だと診断される
申立人※	市役所	申立人戸籍謄本を取り寄せる
申立人	市役所	本人の戸籍謄本、戸籍附票を取り寄せる
申立人	各法務局本局	本人の登記事項証明書を取り寄せる
申立人	医療機関	本人の診断書を取り寄せる
申立人		本人に関する報告書を作成する
申立人	家庭裁判所	任意後見監督人の選任を申し立てる
家庭裁判所	家庭裁判所	任意後見監督人を選任する
家庭裁判所	東京法務局	任意後見監督人の登記をする
後見人		後見(法定代理)を始める

※申立人 = 本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者



## 11-3 任意後見契約をしていなかった場合での後見開始手続の流れ

誰が	どこで	何をする
本人		判断能力が低下してしまう(認知症になる)
本人	医療機関	認知症だと診断される
申立人	家庭裁判所	後見開始の申立書を取り寄せる
申立人		後見開始の申立書に記入する
申立人	市役所	申立人の戸籍謄本を取り寄せる
申立人	市役所	本人の戸籍謄本、戸籍附票を取り寄せる
申立人	各法務局本局	本人の登記事項証明書を取り寄せる
申立人	市役所	成年後見人候補者の戸籍謄本、身分証明書を取り寄せる
申立人	市役所	本人、成年後見人候補者の住民票を取り寄せる
申立人	各法務局本局	本人、登記事項証明書を取り寄せる
申立人	医療機関	本人の診断書を取り寄せる
申立人		本人に関する報告書を作成する
申立人	家庭裁判所	後見開始を申立てる
家庭裁判所	家庭裁判所	調査、鑑定、審問をする
家庭裁判所	家庭裁判所	審判する
家庭裁判所	東京法務局	成年後見に関する登記をする
後見人		後見(法定代理)を始める

※申立人 = 本人、配偶者、4親等以内の親族、未成年後見人、市区町村長、検察官など



## 12. 一人での外出が困難になる前に

一人での外出が困難になると	対応策
金融機関での預貯金の入出金ができなくなる	財産管理人を選んで財産管理を委任する 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用する
公共料金や家賃などの支払いができなくなる	各種支払いは可能な限り口座振替に
スーパーやコンビニでの買い物ができなくなる	生協その他の宅配サービスを利用する
家の外回り、庭の手入れができなくなる	シルバー人材センターなどを利用する
話し相手が少なくなる(いなくなる)	見守り契約を締結して定期的に会いに来てもらう
仕事ができず生活費が捻出できなくなる	リバースモーゲージを申し込む

これら全てを一括して家族の一人や専門家に委任する契約を締結して対応することもできる。



# 1 3 . 寝たきりになる前に

寝たきりになってしまうと	対応策
預金通帳や実印などの管理ができなくなる	財産管理委任契約を締結して、財産管理を委任する
保険証券、登記済証など重要書類・貴重品の管理ができなくなる	財産管理委任契約を締結して、財産管理を委任する
入退院の手続きができなくなる	財産管理委任契約の中に、手続代理の委任を盛り込み、入退院などの手続を委任する
契約書や委任状が書けなくなる	財産管理委任契約の中に、契約書・委任状作成代理の委任を盛り込み、代書・代筆してもらう
エンディングノートが書けなくなる	どなたかに代筆してもらう、録音、録画で作成する
自筆遺言書が書けなくなる	公正証書遺言を公証人に作ってもらう



# 14. 尊厳死宣言

## 14-1 尊厳死宣言とは

治療をしても回復の見込みがない末期の状態になった場合には、延命治療を拒否し、尊厳死を希望することを宣言した書面のこと。

存命中、判断能力も十分な元気なときに作成する必要がある。

絶対に必要な5項目を入れる。

日本では尊厳死についての法律がないため、尊厳死宣言書を作成しても、実現しない可能性がある。



## 14-2 宣言が必要な5つの項目

① 尊厳死の希望の意思表示	延命治療を拒否したい、苦痛を和らげる最小限の治療以外の措置を控えてもらいたい、安らかな最期を迎えるようにして欲しい、ということを確認に示す
② 尊厳死を望む理由	尊厳死を希望する理由を確認に示す
③ 家族の同意	宣言書を作っても、家族が延命措置の停止に反対したら、医師はそれに従うため、家族の同意がないと尊厳死は実現できない
④ 医療関係者に対する免責	家族や医療関係者らが法的責任を問われることのないようするため また、刑事責任だけでなく、民事責任も免責することを記載する
⑤ 宣言内容の効力	この宣言書が、心身ともに健全なときに作成したこと、自分が宣言を破棄・撤回しない限り、効力を持ち続けることを確認に示す



## 14-3 尊厳死宣言の方法

公正証書にする(事実実験公正証書)

誰が	どこで	何をする
本人	自宅等	宣言書に盛り込みたい内容を考える (43ページの5項目は入れること)
本人、家族	自宅等	家族の同意をもらう
本人	自宅等	宣言書の下書きを作成する
本人、公証人	公証役場	宣言書の文面を打ち合わせる
公証人	公証役場	尊厳死宣言書案を作成
本人、公証人	公証役場	内容確認、署名押印
公証人	公証役場	尊厳死宣言公正証書原本を保管 謄本を発行して本人に渡す
本人、家族等	自宅等	尊厳死宣言公正証書を保管または 家族等に預ける



# まとめ

## 相続手続について

- ・あらかじめ知って、不安を少なくしましょう
- ・様々な準備をして、自分の意向を反映させましょう

次回のテーマは、  
「公正証書とは、公証役場とは。」  
の予定です。



## 澤田かおる行政書士事務所

大阪府阪南市尾崎町3丁目5番15号

Tel 072-488-7304

Fax 072-488-7302

メール [info@gyosei-kaoru.com](mailto:info@gyosei-kaoru.com)

HP <http://gyosei-kaoru.com>

ブログ <http://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

Facebookページ、Twitterの登録をお願いします。  
「澤田かおる行政書士」で検索を。

